

佐賀県告示第五十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成二十三年二月二十五日から平成二十三年三月二十四日まで佐賀県交通政策部道路課及び佐賀土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年二月二十五日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類 及び路線名	道 路 の 区 域	
	区 間	後 変 更 前 の 別 幅 員 メートル
県道 佐賀空港線	佐賀市川副町大字南里字三本 榎十二角八二一番一地从から 佐賀市川副町大字南里字三本 榎五角八三六番二地先まで	一五・三 八・九
	佐賀市川副町大字南里字三本 榎十二角八二一番一地从から 佐賀市川副町大字南里字三本 榎五角八三六番二地先まで	一三・〇 八・九
	後	延 長 メートル
	前	三七八・二
		三七九・七